

「病気の集団感染や重症化を防ぐ為に」

幼児期にかかりやすい様々な疾患に対して、感染を予防するために、幼稚園とご家庭とで慎重な対応を行い、「うつらない・うつさない」の予防を徹底していきます。

- ① 園児のかかりやすい発熱・せき・腹痛・嘔吐・下痢等体調不良の際は、園児に無理をさせず幼稚園を休ませて、早めの対応を心がけてください。
- ② 登園後、園児に体調の変化が見られた場合、自宅、または携帯電話に連絡し、迎えに来ていただきます。日頃から、連絡がつくようにしてください。

「出席停止」

下記の伝染病は、学校保健安全法で出席停止と定められています。伝染性の病気は、早期治療を受け、完治し健康が回復するまで登園できません。

- ① 園指定の「学校伝染病加療証明書」を医師に記入してもらい、登園時に提出してください。
- ② 「学校伝染病加療証明書」は、えいあんじの生活最後のページに添付してありますので、コピーをしてお使いください。又は、幼稚園ホームページのトップ画面よりダウンロードできます。

- | | | |
|-------------|------------------|------------|
| ①インフルエンザ | ⑤咽頭結膜熱(プール熱) | ⑨百日咳 |
| ②流行性角結膜炎 | ⑥腸管出血性大腸菌感染症 | ⑩麻疹(はしか) |
| ③溶連菌感染症 | ⑦流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | ⑪風疹(三日はしか) |
| ④水痘(みずぼうそう) | ⑧流行性下痢嘔吐症 | |

「ヘルパンギーナ・手足口病・りんご病・とびひ・頭じらみ・水いぼ」

「学校伝染病加療証明書」の提出は必要ありませんが、医師の許可が出るまでは、登園できません。

「嘔吐・下痢・目の充血」

- ① 登園前に嘔吐・下痢・目の充血があった場合は、医師の診察を受けて指示に従ってください。
- ② 登園後に上記の症状が出た場合は、保護者に連絡し、迎えに来ていただきます。(季節により花粉症を発症する園児がいる場合は、事前に担任にお伝えください。)